

栃木県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、もって、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、栃木県が支給するひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金（以下「給付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、栃木県とする。

(給付金の種類)

第3条 この要綱により支給する給付金の種類は次のとおりとする。

(1) 受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(2) 合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、栃木県内の町に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に養育されている20歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業生及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

(1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。

(2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(対象講座)

第5条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、知事が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(支給額等)

第6条 給付金の支給額は、次に掲げる給付金の種類に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額とする。ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

(事前相談)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、受講開始の手続きをする前に所管の健康福祉センターにおいて、講座の受講に関する相談を行わなければならない。

(給付金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、既に支給を受けた給付金を返還するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 本事業の実施に当たっては、受講施設、母子家庭等就業・自立支援センター等関係機関と密接な連携を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱のほか、事業の実施に当たり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。